

学校におけるマスク着用の考え方の見直し等について

新学期以降の学校におけるマスク着用の考え方の見直し等について「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」が改定され、文部科学省初等中等教育局長から通知がありました。つきましては、下記のとおり適切にご対応をお願いします。

なお、今後、マスク着用以外の感染症対策についても見直しや学校保健安全法施行規則等の改正が予定されていますので、予めご承知置きください。

記

1 マスク着用の考え方の見直しについて

(1)基本的な考え方

- 生徒・教職員にマスクの着用を求めないことを基本とする。登下校で混雑した電車やバスに乗る場合や、校外学習で医療機関や高齢者施設等を訪問する場合には着用を推奨する。
- 感染のリスクが比較的高い学習活動や部活動等では、一定の感染症対策を講じることが望ましい。
- 咳やくしゃみの際には、咳エチケットを行うよう生徒に指導する。

(2)入学式等の実施に当たっての留意事項

- 入学式等の儀式的行事においても、生徒及び教職員、来賓や保護者等に対してマスクの着用を求めないことを基本とする。
- 斉唱や合唱等を行う時は、体の中心から前方 1m 程度・左右 50cm 程度を目安とした距離を確保する。
- 来賓や保護者等については、座席間の距離を確保した上で、感染症対策上での参加人数の制限は必要ない。また、運動会等の体育的行事や文化的行事その他の学校行事(遠足・集団宿泊的行事を除く)についても同様。

2 効果的な換気の実施について

- 気候上可能な限り常時、困難な場合はこまめに、2方向の窓を同時に開けて行う。
- できる限り二酸化炭素濃度を概ね 1,000ppm 以下に維持することが望ましい。

3 給食等の食事をとる場面における対策について

- 食事の前後の手洗いを徹底するとともに、会食にあたっては、飛沫を飛ばさないように注意する。
- 適切な換気を確保するとともに、大声での会話は控える。
- 机を向かい合わせにしない、机を向かい合わせにする場合には、対面の生徒の間に一定の距離(1m 程度)を確保する等の措置を講じることにより、「黙食」は必要ない。

以上